

<p>国家税务总局关于完善关联申报和同期资料管理有关事项的公告 国家税务总局公告2016年第42号</p> <p>为进一步完善关联申报和同期资料管理，根据《中华人民共和国企业所得税法》（以下简称企业所得税法）及其实施条例、《中华人民共和国税收征收管理法》（以下简称税收征管法）及其实施细则的有关规定，现就有关问题公告如下：</p> <p>一、实行查账征收的居民企业和在中国境内设立机构、场所并据实申报缴纳企业所得税的非居民企业向税务机关报送年度企业所得税纳税申报表时，应当就其与关联方之间的业务往来进行关联申报，附送《中华人民共和国企业年度关联业务往来报告表（2016年版）》。</p> <p>二、企业与其他企业、组织或者个人具有下列关系之一的，构成本公告所称关联关系：</p> <p>（一）一方直接或者间接持有另一方的股份总和达到25%以上；双方直接或者间接同为第三方所持有的股份达到25%以上。</p> <p>如果一方通过中间方对另一方间接持有股份，只要其对中间方持股比例达到25%以上，则其对另一方的持股比例按照中间方对另一方的持股比例计算。</p> <p>两个以上具有夫妻、直系亲属、兄弟姐妹以及其他抚养、赡养关系的自然人共同持股同一企业，在判定关联关系时持股比例合并计算。</p> <p>（二）双方存在持股关系或者同为第三方持股，虽持股比例未达到本条第（一）项规定，但双方之间借贷资金总额占任一方实收资本比例达到50%以上，或者一方全部借贷资金总额的10%以上由另一方担保（与独立金融机构之间的借贷或者担保除外）。</p> <p>借贷资金总额占实收资本比例=年度加权平均借贷资金/年度加权平均实收资本，其</p>	<p>国家税務総局：関連申告及び同時文書管理の完備に関連する事項に関する公告 国家税務総局公告 2016 年第 42 号</p> <p>関連申告及び同時文書管理を更に完備するため、《中華人民共和国企業所得税法》（以下「企業所得税法」）及びその実施条例・《中華人民共和国税収徴収管理法》（以下「税収徴収管理法」）及びその実施細則の関連規定に基づき、ここに関連問題を以下の通り公告する：</p> <p>一、帳簿検査徴収を実行する居住者企業及び中国国内において機構・場所を設立且つ事実に基づき企業所得税を申告・納付する非居住者企業が税務機関に年度企業所得税納税申告表を送信・報告する場合、その関連当事者との間の業務取引について関連申告を行い、《中華人民共和国企業年度関連業務取引報告表（2016年版）》を添付の上送信しなければならない。</p> <p>二、企業がその他の企業・組織或いは個人と下記の関係のいずれかを有する場合、本公告でいう関連関係を構成する：</p> <p>（一）一方が直接或いは間接的に保有する他方の持分総和が 25%以上に達する場合；双方が直接或いは間接的に同一の第三者に保有されている持分が 25%以上に達する場合。</p> <p>一方が中間者を通じて他方に対して間接的に持分を保有する場合、その中間者の持分に対する比率が 25%以上に達した場合、その他方の持分に対する比率は中間者の他方に対する持分の比率に基づき計算する。</p> <p>二人以上の夫妻・直系親族・兄弟姉妹及びその他の養育・扶養関係を有する自然人が共同で同一企業の持分を保有する場合、関連関係を判定する際に持分比率を合算する。</p> <p>（二）双方に持分関係が存在する、或いは同一の第三者に持分を保有されている場合、持分比率が本条第（一）項の規定に達していなくとも、双方間の貸借資金総額がいずれか一方の実収資本に占める比率が 50%以上に達する、或いは一方の全ての貸借資金総額の 10%以上が他方により保証されている場合（独立金融機関間の貸借及び保証を除く）。</p> <p>貸借資金総額が実収資本に占める比率＝年度加重平均貸借資金/年度加重平均実収</p>
--	--

<p>中：</p> <p>年度加权平均借贷资金= i笔借入或者贷出资金账面金额×i笔借入或者贷出资金年度实际占用天数/365</p> <p>年度加权平均实收资本= i笔实收资本账面金额×i笔实收资本年度实际占用天数/365</p> <p>(三) 双方存在持股关系或者同为第三方持股, 虽持股比例未达到本条第(一)项规定, 但一方的生产经营活动必须由另一方提供专利权、非专利技术、商标权、著作权等特许权才能正常进行。</p> <p>(四) 双方存在持股关系或者同为第三方持股, 虽持股比例未达到本条第(一)项规定, 但一方的购买、销售、接受劳务、提供劳务等经营活动由另一方控制。</p> <p>上述控制是指一方有权决定另一方的财务和经营政策, 并能据以从另一方的经营活动中获取利益。</p> <p>(五) 一方半数以上董事或者半数以上高级管理人员(包括上市公司董事会秘书、经理、副经理、财务负责人和公司章程规定的其他人员)由另一方任命或者委派, 或者同时担任另一方的董事或者高级管理人员; 或者双方各自半数以上董事或者半数以上高级管理人员同为第三方任命或者委派。</p> <p>(六) 具有夫妻、直系血亲、兄弟姐妹以及其他抚养、赡养关系的两个自然人分别与双方具有本条第(一)至(五)项关系之一。</p> <p>(七) 双方在实质上具有其他共同利益。</p> <p>除本条第(二)项规定外, 上述关联关系年度内发生变化的, 关联关系按照实际存续期间认定。</p> <p>三、仅因国家持股或者由国有资产管理部門委派董事、高级管理人员而存在本公告第二条第(一)至(五)项关系的, 不构成本公告所称关联关系。</p>	<p>資本、そのうち：</p> <p>年度加重平均貸借資金=i 件の借入或いは貸付資金の帳簿金額×i 件の借入或いは貸付資金の年度実際占用日数/365</p> <p>年度加重平均実収資本=i 件の実収資本の帳簿金額×i 件の実収資本の年度実際占用日数/365</p> <p>(三) 双方に持分関係が存在する、或いは同一の第三者に持分を保有されている場合、持分比率が本条第(一)項の規定に達していなくとも、一方の生産経営活動が他方による特許権・非特許技術・商標権・著作権等の特許権の提供がなければ正常に行うことができない場合。</p> <p>(四) 双方に持分関係が存在する、或いは同一の第三者に持分を保有されている場合、持分比率が本条第(一)項の規定に達していなくとも、一方の購入・販売・役務受領・役務提供等の経営活動が他方により支配されている場合。</p> <p>上述の支配とは、一方が他方の財務及び経営方針を決定する権利を有し、またこれに基づき他方の経営活動から利益を獲得できることを指す。</p> <p>(五) 一方の半数以上の董事或いは半数以上の高級管理人員(上場会社の董事会秘書・経理・副経理・財務責任者及び会社定款が規定するその他人員を含む)が他方により任命或いは派遣されている、或いは同時に他方の董事或いは高級管理人員を務めている場合; 或いは双方のそれぞれ半数以上の董事或いは半数以上の高級管理人員が同一の第三者により任命或いは派遣されている場合。</p> <p>(六) 夫妻・直系親族・兄弟姉妹及びその他の養育・扶養関係を有する二人の自然人がそれぞれ双方と本条第(一)～(五)項の関係のいずれかを有する場合。</p> <p>(七) 双方が実質上その他の共同利益を有する場合。</p> <p>本条第(二)項の規定を除き、上述の関連関係が年度内において変化が生じた場合、関連関係は実際の存続期間に基づき認定される。</p> <p>三、国家が持分を保有する或いは国有資産管理部門が董事・高級管理人員を派遣していることにより本公告第二条第(一)～(五)項の関係が存在する場合に限り、本公告でいう関連関係を構成しない。</p>
---	---

<p>四、关联交易主要包括：</p> <p>（一）有形资产使用权或者所有权的转让。有形资产包括商品、产品、房屋建筑物、交通工具、机器设备、工具器具等。</p> <p>（二）金融资产的转让。金融资产包括应收账款、应收票据、其他应收款项、股权投资、债权投资和衍生金融工具形成的资产等。</p> <p>（三）无形资产使用权或者所有权的转让。无形资产包括专利权、非专利技术、商业秘密、商标权、品牌、客户名单、销售渠道、特许经营权、政府许可、著作权等。</p> <p>（四）资金融通。资金包括各类长短期借贷资金（含集团资金池）、担保费、各类应计息预付款和延期收付款等。</p> <p>（五）劳务交易。劳务包括市场调查、营销策划、代理、设计、咨询、行政管理、技术服务、合约研发、维修、法律服务、财务管理、审计、招聘、培训、集中采购等。</p> <p>五、存在下列情形之一的居民企业，应当在报送年度关联业务往来报告表时，填报国别报告：</p> <p>（一）该居民企业为跨国企业集团的最终控股企业，且其上一会计年度合并财务报表中的各类收入金额合计超过55亿元。</p> <p>最终控股企业是指能够合并其所属跨国企业集团所有成员实体财务报表的，且不能被其他企业纳入合并财务报表的企业。</p> <p>成员实体应当包括：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 实际已被纳入跨国企业集团合并财务报表的任一实体。 2. 跨国企业集团持有该实体股权且按公开证券市场交易要求应被纳入但实际未被纳入跨国企业集团合并财务报表的任一实体。 3. 仅由于业务规模或者重要性程度而未被纳入跨国企业集团合并财务报表的任一实体。 	<p>四、関連取引には主に下記を含む：</p> <p>（一）有形資産の使用権或いは所有権の譲渡。有形資産には、商品・製品・住宅建築物・交通手段・機器設備・工具器具等を含む。</p> <p>（二）金融資産の譲渡。金融資産には、売掛金・受取手形・その他の未収金・持分投資・債券投資及びデリバティブ金融手段により生じる資産等を含む。</p> <p>（三）無形資産の使用権或いは所有権の譲渡。無形資産には、特許権・非特許技術・商業機密・商標権・ブランド・顧客リスト・販売ルート・特許経営権・政府許可・著作権等を含む。</p> <p>（四）資金融通。資金には、各種長短期貸借資金（グループのプーリングを含む）・担保費用・各種の利息付前払金及び延払金等を含む。</p> <p>（五）役務取引。役務には、市場調査・マーケティングプラン・代理・設計・コンサルティング・事務管理・技術サービス・契約による研究開発・メンテナンス・法律サービス・財務管理・会計監査・招聘・研修・集中購買等を含む。</p> <p>五、下記の状況のいずれかが存在する居住者企業は、年度関連業務取引報告表を送信・報告する際、国別報告も記入しなければならない：</p> <p>（一）当該居住者企業が多国籍企業グループの最終持分企業であり、且つその前会計年度の連結財務諸表の各種収入金額の合計が55億元を超過している。</p> <p>最終持分企業とは、その所属する多国籍企業グループが所有するメンバー実体の財務諸表を連結することができ、且つその他の企業の連結財務諸表に組み入れられない企業を指す。</p> <p>メンバー実体とは以下を含まなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実際に既に多国籍企業グループの連結財務諸表に組み入れられているいずれかの実体。 2. 多国籍企業グループが当該実体の持分を保有且つ公正な証券市場取引の要求に基づき組み入れられるべきだが、実際は多国籍企業グループの連結財務諸表に組み入れられていないいずれかの実体。 3. 業務規模或いは重要性の程度により多国籍企業グループの連結財務諸表に組み入れられていないいずれかの実体。
---	--

<p>4. 独立核算并编制财务报表的常设机构。</p> <p>(二) 该居民企业被跨国企业集团指定为国别报告的报送企业。</p> <p>国别报告主要披露最终控股企业所属跨国企业集团所有成员实体的全球所得、税收和业务活动的国别分布情况。</p> <p>六、最终控股企业为中国居民企业的跨国企业集团，其信息涉及国家安全的，可以按照国家有关规定，豁免填报部分或者全部国别报告。</p> <p>七、税务机关可以按照我国对外签订的协定、协议或者安排实施国别报告的信息交换。</p> <p>八、企业虽不属于本公告第五条规定填报国别报告的范围，但其所属跨国企业集团按照其他国家有关规定应当准备国别报告，且符合下列条件之一的，税务机关可以在实施特别纳税调查时要求企业提供国别报告：</p> <p>(一) 跨国企业集团未向任何国家提供国别报告。</p> <p>(二) 虽然跨国企业集团已向其他国家提供国别报告，但我国与该国家尚未建立国别报告信息交换机制。</p> <p>(三) 虽然跨国企业集团已向其他国家提供国别报告，且我国与该国家已建立国别报告信息交换机制，但国别报告实际未成功交换至我国。</p> <p>九、企业在规定期限内报送年度关联业务往来报告表确有困难，需要延期的，应当按照税收征管法及其实施细则的有关规定办理。</p> <p>十、企业应当依据企业所得税法实施条例第一百一十四条的规定，按纳税年度准备并按税务机关要求提供其关联交易的同期资料。</p>	<p>4. 独立採算及び財務諸表を作成する常設機構。</p> <p>(二) 当該居住者企業が多国籍企業グループによって国別報告の申告企業として指定されている場合。</p> <p>国別報告は、主に最終持分企業が所属する多国籍企業グループが所有するメンバー実体の全世界所得・税金及び業務活動の国別分布状況を開示する。</p> <p>六、最終持分企業が中国の居住者企業である多国籍企業グループは、その情報が国家安全に関わる場合、国家関連規定に基づき、一部或いは全ての国別報告の報告を免除することができる。</p> <p>七、税務機関は我が国が対外締結した協定・協議或いは取決めに基づき国別報告の情報交換を実施することができる。</p> <p>八、企業について本公告第五条が規定する国別報告を報告する範囲に属さないとしても、その所属する多国籍企業グループがその他の国家の関連規定に基づき国別報告を準備しなければならず、且つ下記条件のいずれかに合致する場合には、税務機関は特別納税調査を実施する際に企業に国別報告を提供するよう要求することができる：</p> <p>(一) 多国籍企業グループがいかなる国家にも国別報告を提供していない場合。</p> <p>(二) 多国籍企業グループが既にその他の国家に国別報告を提供しているが、我が国が当該国家と国別報告情報交換メカニズムを構築していない場合。</p> <p>(三) 多国籍企業グループが既にその他の国家に国別報告を提供しており、且つ我が国が当該国家と既に国別報告情報交換メカニズムを構築しているが、国別報告の我が国への交換が実際に完了していない場合。</p> <p>九、企業が規定期限内に年度関連業務取引報告表を送信・報告することが確かに困難であり、期間延長が必要な場合には、税収徴収管理法及びその実施細則の関連規定に基づき取り扱わなければならない。</p> <p>十、企業が企業所得税法实施条例第一百四十四条の規定に基づき、納税年度に従い関連取引の同時文書を準備し、また税務機関の要求に基づき提供しなければならない。</p>
--	---

<p>同期資料包括主体文档、本地文档和特殊事项文档。</p> <p>十一、符合下列条件之一的企业，应当准备主体文档：</p> <p>（一）年度发生跨境关联交易，且合并该企业财务报表的最终控股企业所属企业集团已准备主体文档。</p> <p>（二）年度关联交易总额超过10亿元。</p> <p>十二、主体文档主要披露最终控股企业所属企业集团的全球业务整体情况，包括以下内容：</p> <p>（一）组织架构</p> <p>以图表形式说明企业集团的全球组织架构、股权结构和所有成员实体的地理分布。成员实体是指企业集团内任一营运实体，包括公司制企业、合伙企业和常设机构等。</p> <p>（二）企业集团业务</p> <p>1. 企业集团业务描述，包括利润的重要价值贡献因素。</p> <p>2. 企业集团营业收入前五位以及占营业收入超过5%的产品或者劳务的供应链及其主要市场地域分布情况。供应链情况可以采用图表形式进行说明。</p> <p>3. 企业集团除研发外的重要关联劳务及简要说明，说明内容包括主要劳务提供方提供劳务的胜任能力、分配劳务成本以及确定关联劳务价格的转让定价政策。</p> <p>4. 企业集团内各成员实体主要价值贡献分析，包括执行的关键功能、承担的重大风险、以及使用的重要资产。</p> <p>5. 企业集团会计年度内发生的业务重组，产业结构调整，集团内企业功能、风险或者资产的转移。</p> <p>6. 企业集团会计年度内发生的企业法律形式改变、债务重组、股权收购、资产收购、合并、分立等。</p> <p>（三）无形资产</p> <p>1. 企业集团开发、应用无形资产及确定</p>	<p>同時文書は、マスターファイル・ローカルファイル及び特殊事項ファイルを含む。</p> <p>十一、下記条件のいずれかに合致する企業は、マスターファイルを準備しなければならない：</p> <p>（一）年度にクロスボーダー関連取引が発生し、且つ当該企業の財務諸表を連結した最終持分企業の所属する企業グループが既にマスターファイルを準備している場合。</p> <p>（二）年度関連取引総額が10億元を超過する場合。</p> <p>十二、マスターファイルには、主として最終持分企業が所属する企業グループの全世界業務の全体状況を開示するとともに、以下の内容を含める：</p> <p>（一）組織構造</p> <p>図表形式により企業グループの全世界の組織構造・持分構造及び所有するメンバー実体の地理的分布を説明する。メンバー実体とは、企業グループのいずれかの運営実体を指し、会社制企業・パートナー企業及び常設機構等を含む。</p> <p>（二）企業グループの業務</p> <p>1. 企業グループの業務の説明。利益の重要な価値貢献要素を含める。</p> <p>2. 企業グループにおける営業収入の上位5位及び営業収入の5%超を占める製品或いは役務のサプライチェーン及びその主要市場の地域分布状況。サプライチェーンの状況は図表形式を用いて説明してもよい。</p> <p>3. 企業グループは研究開発以外の重要な関連役務及び概要説明を行い、その説明内容は主要役務提供者の役務提供に対する職務遂行能力・役務コストの分配及び関連役務価格の確定に係る移転価格決定方針を含むものとする。</p> <p>4. 企業グループ内各メンバーの主要価値貢献分析。執行した重要な役割・負担した重大なリスク及び使用した重要資産を含める。</p> <p>5. 企業グループの会計年度内に発生した業務再編・産業構造の調整、グループ内企業の役割・リスク或いは資産の移転。</p> <p>6. 企業グループの会計年度内に発生した企業の法律形式の変更・債務再編・持分買収・資産買収・合併・分割等。</p> <p>（三）無形資産</p> <p>1. 企業グループによる無形資産の開発・</p>
---	---

<p>无形资产所有权归属的整体战略，包括主要研发机构所在地和研发管理活动发生地及其主要功能、风险、资产和人员情况。</p> <p>2. 企业集团对转让定价安排有显著影响的无形资产或者无形资产组合，以及对应的无形资产所有权人。</p> <p>3. 企业集团内各成员实体与其关联方的无形资产重要协议清单，重要协议包括成本分摊协议、主要研发服务协议和许可协议等。</p> <p>4. 企业集团内与研发活动及无形资产相关的转让定价政策。</p> <p>5. 企业集团会计年度内重要无形资产所有权和使用权关联转让情况，包括转让涉及的企业、国家以及转让价格等。</p> <p>（四）融资活动</p> <p>1. 企业集团内部各关联方之间的融资安排以及与非关联方的主要融资安排。</p> <p>2. 企业集团内提供集中融资功能的成员实体情况，包括其注册地和实际管理机构所在地。</p> <p>3. 企业集团内部各关联方之间融资安排的总体转让定价政策。</p> <p>（五）财务与税务状况</p> <p>1. 企业集团最近一个会计年度的合并财务报表。</p> <p>2. 企业集团内各成员实体签订的单边预约定价安排、双边预约定价安排以及涉及国家之间所得分配的其他税收裁定的清单及简要说明。</p> <p>3. 报送国别报告的企业名称及其所在地。</p> <p>十三、年度关联交易金额符合下列条件之一的企业，应当准备本地文档：</p> <p>（一）有形资产所有权转让金额（来料加工业务按照年度进出口报关价格计算）超过2亿元。</p> <p>（二）金融资产转让金额超过1亿元。</p> <p>（三）无形资产所有权转让金额超过1亿元。</p> <p>（四）其他关联交易金额合计超过4000</p>	<p>応用、及び無形資産所有権の帰属確定に係る全体的な戦略。主要な研究開発機構の所在地及び研究開発管理活動の発生地及びその主な役割・リスク・資産及び人員状況を含める。</p> <p>2. 企業グループの移転価格決定措置に対して明らかな影響を有する無形資産或いは無形資産の組み合わせ、及び相応する無形資産の所有者。</p> <p>3. 企業グループ内の各メンバー実体及びその関連当事者の無形資産重要協議リスト。重要協議にはコストシェアリング協議・主要研究開発サービス協議及び許可協議等を含める。</p> <p>4. 企業グループ内の研究開発活動及び無形資産に関する移転価格決定方針。</p> <p>5. 企業グループ会計年度内における重要無形資産の所有権及び使用権の関連譲渡状況。譲渡に関わる企業・国家及び譲渡価格等を含める。</p> <p>（四）融資活動</p> <p>1. 企業グループ内部の各関連当事者間の融資手配及び非関連当事者との主要融資手配。</p> <p>2. 企業グループ内において集中融資機能を提供するメンバー実体の状況、その登録地及び実際の管理機構の所在地を含める。</p> <p>3. 企業グループ内部における各関連当事者間の融資手配の全体的な移転価格決定方針。</p> <p>（五）財務及び税務状況</p> <p>1. 企業グループの直近一会計年度の連結財務諸表。</p> <p>2. 企業グループ内の各メンバー実体が締結した単独事前確認制度・二国間事前確認制度及び国家間の所得分配に関わるその他税收裁定のリスト及び概要説明。</p> <p>3. 国別報告を送信・報告した企業の名称及びその所在地。</p> <p>十三、年度関連取引金額が下記条件のいずれかに合致する企業は、ローカルファイルを準備しなければならない：</p> <p>（一）有形資産所有権の譲渡金額（来料加工業務は年度輸出入申告価格に基づき計算する）が2億元を超過する。</p> <p>（二）金融資産の譲渡金額が1億元を超過する。</p> <p>（三）無形資産所有権の譲渡金額が1億元を超過する。</p> <p>（四）その他関連取引金額の合計が4000</p>
---	---

<p>万元。</p> <p>十四、本地文档主要披露企业关联交易的详细信息，包括以下内容：</p> <p>（一）企业概况</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 组织结构，包括企业各职能部门的设置、职责范围和雇员数量等。 2. 管理架构，包括企业各级管理层的汇报对象以及汇报对象主要办公所在地等。 3. 业务描述，包括企业所属行业的发展概况、产业政策、行业限制等影响企业和行业的主要经济和法律问题，主要竞争者等。 4. 经营策略，包括企业各部门、各环节的业务流程，运营模式，价值贡献因素等。 5. 财务数据，包括企业不同类型业务及产品的收入、成本、费用及利润。 6. 涉及本企业或者对本企业产生影响的重组或者无形资产转让情况，以及对本企业的影响分析。 <p>（二）关联关系</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 关联方信息，包括直接或者间接拥有企业股权的关联方，以及与企业发生交易的关联方，内容涵盖关联方名称、法定代表人、高级管理人员的构成情况、注册地址、实际经营地址，以及关联个人的姓名、国籍、居住地等情况。 2. 上述关联方适用的具有所得税性质的税种、税率及相应可享受的税收优惠。 3. 本会计年度内，企业关联关系的变化情况。 <p>（三）关联交易</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 关联交易概况 <ol style="list-style-type: none"> （1）关联交易描述和明细，包括关联交易相关合同或者协议副本及其执行情况的说明，交易标的的特性，关联交易的类型、参与方、时间、金额、结算货币、交易条件、贸易形式，以及关联交易与非关联交易业务的异同等。 （2）关联交易流程，包括关联交易的信息流、物流和资金流，与非关联交易业务流程的异同。 （3）功能风险描述，包括企业及其关联方在各类关联交易中执行的功能、承担的风 	<p>万元を超過する。</p> <p>十四、ローカルファイルは主に企業の関連取引の詳細状況を開示し、以下の内容を含める：</p> <p>（一）企業概況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織構造。企業の各職能部門の設置・職責範囲及び従業員数等を含む。 2. 管理構造。企業の各級管理層の報告対象及び報告対象の主要事務所在地等を含める。 3. 業務説明。企業が所属する業種の発展概況・産業政策・業種制限等の企業及び業種に影響する主要経済及び法律問題、主要競争者等を含める。 4. 経営戦略。企業各部門・各部分の業務プロセス、運営モデル、価値貢献要素等を含める。 5. 財務データ、企業の異なる種類の業務及び製品の収入・コスト・費用及び利益を含める。 6. 本企業に関わる、或いは本企業に対して影響を及ぼす再編或いは無形資産の譲渡状況、及び本企業に対する影響分析。 <p>（二）関連関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連当事者の情報。直接或いは間接的に企業の持分を有する関連当事者、及び企業と取引が生じた関連当事者を含め、内容は関連当事者の名称・法定代表者・高級管理人員の構成状況・登録住所・実際の経営住所、及び関連個人の姓名・国籍・居住地等の状況を含める。 2. 上述の関連当事者が適用する所得税の性質を有する税種・税率及び相応する享受可能な税收優遇。 3. 本会計年度内における企業の関連関係の変更状況。 <p>（三）関連取引</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連取引概況 <ol style="list-style-type: none"> （1）関連取引の説明及び明細。関連取引の関連契約或いは協議副本及びその執行状況の説明、取引対象の特性、関連取引の類型・参加者・時間・金額・決済通貨・取引条件・貿易形式、及び関連取引と非関連取引業務との相違点・共通点等を含める。 （2）関連取引のプロセス。関連取引の情報フロー・物流及び資金フロー、非関連取引業務プロセスとの相違点・共通点等を含める。 （3）役割・リスクの説明。企業及びその関連当事者が各種関連取引中に執行した役
---	--

<p>险和使用的资产。</p> <p>(4) 交易定价影响要素，包括关联交易涉及的无形资产及其影响，成本节约、市场溢价等地域特殊因素。地域特殊因素应从劳动力成本、环境成本、市场规模、市场竞争程度、消费者购买力、商品或者劳务的可替代性、政府管制等方面进行分析。</p> <p>(5) 关联交易数据，包括各关联方、各类关联交易涉及的交易金额。分别披露关联交易和非关联交易的收入、成本、费用和利润，不能直接归集的，按照合理比例划分，并说明该划分比例的依据。</p> <p>2. 价值链分析</p> <p>(1) 企业集团内业务流、物流和资金流，包括商品、劳务或者其他交易标的从设计、开发、生产制造、营销、销售、交货、结算、消费、售后服务、循环利用等各环节及其参与方。</p> <p>(2) 上述各环节参与方最近会计年度的财务报表。</p> <p>(3) 地域特殊因素对企业创造价值贡献的计量及其归属。</p> <p>(4) 企业集团利润在全球价值链条中的分配原则和分配结果。</p> <p>3. 对外投资</p> <p>(1) 对外投资基本信息，包括对外投资项目的投资地区、金额、主营业务及战略规划。</p> <p>(2) 对外投资项目概况，包括对外投资项目的股权架构、组织结构，高级管理人员的雇佣方式，项目决策权限的归属。</p> <p>(3) 对外投资项目数据，包括对外投资项目的营运数据。</p> <p>4. 关联股权转让</p> <p>(1) 股权转让概况，包括转让背景、参与方、时间、价格、支付方式，以及影响股权转让的其他因素。</p> <p>(2) 股权转让标的的相关信息，包括股权转让标的所在地，出让方获取该股权的时间、方式和成本，股权转让收益等信息。</p> <p>(3) 尽职调查报告或者资产评估报告等</p>	<p>割・負担したリスク及び使用した資産を含める。</p> <p>(4) 取引価格決定の影響要素。関連取引に関わる無形資産及びその影響、コストセービング・マーケットプレミアム等の地域特殊要因を含む。地域特殊要因については、労働力コスト・環境・市場規模・市場競争の程度・消費者の購買力・商品或いは役務の代替可能性・政府統制等の方面から分析を行わなければならない。</p> <p>(5) 関連取引データ。各関連当事者・各種関連取引に関わる取引金額を含む。関連取引及び非関連取引の収入・コスト・費用及び利益をそれぞれ開示し、直接収集することができない場合、合理的な比率に基づき区別し、また当該区別・比率の依拠を説明する。</p> <p>2. バリューチェーン分析</p> <p>(1) 企業グループ内の業務フロー・物流及び資金フロー。商品・役務或いはその他取引対象の設計から開発・生産製造・マーケティング・販売・納品・決済・消費・アフターサービス・循环利用等までの各段階及びその参加者を含める。</p> <p>(2) 上述の各段階における参加者の直近会計年度の財務諸表。</p> <p>(3) 地域特殊要因の企業の価値創造貢献に対する算定及びその帰属。</p> <p>(4) 企業グループの利益の全世界バリューチェーンにおける分配原則及び分配結果。</p> <p>3. 对外投资</p> <p>(1) 对外投资の基本情報。对外投资プロジェクトの投資地区・金額・主要業務及び戦略計画を含める。</p> <p>(2) 对外投资プロジェクトの概況。对外投资プロジェクトの持分構造・組織構造、高級管理人員の雇用方式、プロジェクトの意思決定権限の帰属を含める。</p> <p>(3) 对外投资プロジェクトのデータ。对外投资プロジェクトの運営データを含める。</p> <p>4. 関連持分譲渡</p> <p>(1) 持分譲渡の概況。譲渡の背景・参加者・時間・価格・支払方式、及び持分譲渡に影響したその他要因を含める。</p> <p>(2) 持分譲渡対象の関連情報。持分譲渡対象の所在地、譲渡者が当該持分を取得した時間・方式及びコスト、持分譲渡収益等の情報を含める。</p> <p>(3) デューデリジェンス調査の報告或い</p>
---	---

<p>与股权转让相关的其他信息。</p> <p>5. 关联劳务</p> <p>(1) 关联劳务概况，包括劳务提供方和接受方，劳务的具体内容、特性、开展方式、定价原则、支付形式，以及劳务发生后各方受益情况等。</p> <p>(2) 劳务成本费用的归集方法、项目、金额、分配标准、计算过程及结果等。</p> <p>(3) 企业及其所属企业集团与非关联方存在相同或者类似劳务交易的，还应当详细说明关联劳务与非关联劳务在定价原则和交易结果上的异同。</p> <p>6. 与企业关联交易直接相关的，中国以外其他国家税务主管当局签订的预约定价安排和作出的其他税收裁定。</p> <p>(四) 可比性分析</p> <p>1. 可比性分析考虑的因素，包括交易资产或者劳务特性，交易各方功能、风险和资产，合同条款，经济环境，经营役務等。</p> <p>2. 可比企业执行的功能、承担的风险以及使用的资产等相关信息。</p> <p>3. 可比对象搜索方法、信息来源、选择条件及理由。</p> <p>4. 所选取的内部或者外部可比非受控交易信息和可比企业的财务信息。</p> <p>5. 可比数据的差异调整及理由。</p> <p>(五) 转让定价方法的选择和使用</p> <p>1. 被测试方的选择及理由。</p> <p>2. 转让定价方法的选用及理由，无论选择何种转让定价方法，均须说明企业对集团整体利润或者剩余利润所做的贡献。</p> <p>3. 确定可比非关联交易价格或者利润的过程中所做的假设和判断。</p> <p>4. 运用合理的转让定价方法和可比性分析结果，确定可比非关联交易价格或者利润。</p> <p>5. 其他支持所选用转让定价方法的资料。</p> <p>6. 关联交易定价是否符合独立交易原则的分析及结论。</p> <p>十五、特殊事项文档包括成本分摊协议</p>	<p>は資産評価報告等の持分譲渡に関するその他情報。</p> <p>5. 関連役務</p> <p>(1) 関連役務の概況。役務提供者及び受領者、役務の具体的内容・特性・展開方式・価格決定原則・支払方式、及び役務発生後の各当事者の受益状況等を含める。</p> <p>(2) 役務コスト費用の収集方法・項目・金額・分配基準・計算過程及び結果等。</p> <p>(3) 企業及びその所属する企業グループと非関連当事者に同一或いは類似した役務取引が存在する場合、更に関連役務と非関連役務の価格決定原則及び取引結果上の相違点・共通点を詳細に説明しなければならない。</p> <p>6. 企業の関連取引に直接関わる場合、中国以外の其他国家の税務主管当局が締結した事前確認制度及び行ったその他税収の裁定。</p> <p>(四) 比較可能性分析</p> <p>1. 比較可能性分析で考慮する要因。取引資産或いは役務の特性、取引各当事者の役割・リスク及び資産、契約条項・経済環境、経営役務等を含める。</p> <p>2. 比較可能企業が執行する役割・負担するリスク及び使用する資産等の関連情報。</p> <p>3. 比較可能対象の検索方法・情報源・選択条件及び理由。</p> <p>4. 選択した内部或いは外部の比較可能な独立した取引情報及び比較可能企業の財務情報。</p> <p>5. 比較可能データの差異調整及び理由。</p> <p>(五) 移転価格決定方法の選択及び使用</p> <p>1. 被測定者の選択及び理由。</p> <p>2. 移転価格決定方法の選択及び理由、いずれの種類に移転価格決定方法を選択したかに関わらず、企業のグループ全体利益或いは余剰利益に対して行った貢献を全て説明しなければならない。</p> <p>3. 比較可能な非関連取引価格或いは利益を確定する過程において行った仮定及び判断。</p> <p>4. 合理的な移転価格決定方法及び比較可能性分析結果を運用し、比較可能な非関連取引価格或いは利益を確定する。</p> <p>5. その他の選択した移転価格決定方法を支持する資料。</p> <p>6. 関連取引の価格決定が独立取引原則に合致しているか否かの分析及び結論。</p> <p>十五、特殊事項ファイルは、コストシェ</p>
---	---

<p>特殊事項文档和资本弱化特殊事項文档。</p> <p>企业签订或者执行成本分摊协议的，应当准备成本分摊协议特殊事項文档。</p> <p>企业关联债资比例超过标准比例需要说明符合独立交易原则的，应当准备资本弱化特殊事項文档。</p> <p>十六、成本分摊协议特殊事項文档包括以下内容：</p> <p>（一）成本分摊协议副本。</p> <p>（二）各参与方之间达成的为实施成本分摊协议的其他协议。</p> <p>（三）非参与方使用协议成果的情况、支付的金额和形式，以及支付金额在参与方之间的分配方式。</p> <p>（四）本年度成本分摊协议的参与方加入或者退出的情况，包括加入或者退出的参与方名称、所在国家和关联关系，加入支付或者退出补偿的金额及形式。</p> <p>（五）成本分摊协议的变化或者终止情况，包括变化或者终止的原因、对已形成协议成果的处理或者分配。</p> <p>（六）本年度按照成本分摊协议发生的成本总额及构成情况。</p> <p>（七）本年度各参与方成本分摊的情况，包括成本支付的金额、形式和对象，作出或者接受补偿支付的金额、形式和对象。</p> <p>（八）本年度协议预期收益与实际收益的比较以及由此作出的调整。</p> <p>（九）预期收益的计算，包括计量参数的选取、计算方法和改变理由。</p> <p>十七、资本弱化特殊事項文档包括以下内容：</p> <p>（一）企业偿债能力和举债能力分析。</p> <p>（二）企业集团举债能力及融资结构情况分析。</p> <p>（三）企业注册资本等权益投资的变动情况说明。</p> <p>（四）关联债权投资的性质、目的及取</p>	<p>アリング協議特殊事項ファイル及び過少資本特殊事項ファイルを含める。</p> <p>企業がコストシェアリング協議を締結或いは執行する場合、コストシェアリング協議特殊事項ファイルを準備しなければならない。</p> <p>企業の関連債務資本比率が基準比率を超過しており、独立取引原則に合致していることを説明しなければならない場合、過少資本特殊事項ファイルを準備しなければならない。</p> <p>十六、コストシェアリング協議特殊事項ファイルは、以下の内容を含む：</p> <p>（一）コストシェアリング協議副本。</p> <p>（二）各参加者間で同意したコストシェアリング協議を実施するためのその他協議。</p> <p>（三）非参加者が使用した協議成果の状況・支払った金額及び形式、並びに参加者間における支払金額の分配方式。</p> <p>（四）本年度のコストシェアリング協議参加者の加入或いは退出状況。加入或いは退出した参加者の名称・所在国家及び関連関係、加入による支払或いは退出による補償の金額及び形式を含める。</p> <p>（五）コストシェアリング協議の変更或いは終了状況。変更或いは終了の原因・既に形成された協議成果に対する処理或いは分配を含める。</p> <p>（六）本年度のコストシェアリング協議に基づき発生したコスト総額及び構成状況。</p> <p>（七）本年度の各参加者のコストシェアリングの状況。コスト支払金額・形式及び対象、補償支払を行った或いは受領した金額・形式及び対象。</p> <p>（八）本年度協議における予想収益と実際収益の比較及びこれにより行った調整。</p> <p>（九）予想収益の計算。計算係数の選択・計算方法及び変更理由を含める。</p> <p>十七、過少資本特殊事項ファイルには以下の内容を含める：</p> <p>（一）企業の弁済能力及び借入能力の分析。</p> <p>（二）企業グループの借入能力及び融資構造の状況分析。</p> <p>（三）企業登録資本等の権益投資の変動状況の説明。</p> <p>（四）関連債権投資の性質・目的及び取</p>
--	--

<p>得時の市場状況。</p> <p>(五) 关联债权投资的货币种类、金额、利率、期限及融资条件。</p> <p>(六) 非关联方是否能够并且愿意接受上述融资条件、融资金额及利率。</p> <p>(七) 企业为取得债权性投资而提供的抵押品情况及条件。</p> <p>(八) 担保人状况及担保条件。</p> <p>(九) 同类同期贷款的利率情况及融资条件。</p> <p>(十) 可转换公司债券的转换条件。</p> <p>(十一) 其他能够证明符合独立交易原则的资料。</p> <p>十八、企业执行预约定价安排的，可以不准准备预约定价安排涉及关联交易的本地文档和特殊事项文档，且关联交易金额不计入本公告第十三条规定的关联交易金额范围。</p> <p>企业仅与境内关联方发生关联交易的，可以不准准备主体文档、本地文档和特殊事项文档。</p> <p>十九、主体文档应当在企业集团最终控股企业会计年度终了之日起12个月内准备完毕；本地文档和特殊事项文档应当在关联交易发生年度次年6月30日之前准备完毕。同期资料应当自税务机关要求之日起30日内提供。</p> <p>二十、企业因不可抗力无法按期提供同期资料的，应当在不可抗力消除后30日内提供同期资料。</p> <p>二十一、同期资料应当使用中文，并标明引用信息资料的出处来源。</p> <p>二十二、同期资料应当加盖企业印章，并由法定代表人或者法定代表人授权的代表签章。</p> <p>二十三、企业合并、分立的，应当由合并、分立后的企业保存同期资料。</p>	<p>得時の市場状況。</p> <p>(五) 関連債券投資の通貨種類・金額・利率・期限及び融資条件。</p> <p>(六) 非関連当事者が上述の融資条件・融資金額及び利率を受け入れ可能、且つ受け入れる意思があるか否か。</p> <p>(七) 企業が債権性投資を取得するために抵当品を差し入れる状況及び条件。</p> <p>(八) 担保人の状況及び担保条件。</p> <p>(九) 同類・同時期の貸付の利率状況及び融資条件。</p> <p>(十) 転換可能社債の転換条件。</p> <p>(十一) その他独立取引原則に合致していることが証明できる資料。</p> <p>十八、企業が事前確認制度を執行する場合、事前確認制度に関わる関連取引のローカルファイル及び特殊事項ファイルを準備しなくてよく、且つ関連取引の金額は本公告第十三条が規定する関連取引金額の範囲に組み入れない。</p> <p>企業が国内関連当事者のみと関連取引が発生する場合、マスターファイル・ローカルファイル及び特殊事項ファイルを準備しなくてもよい。</p> <p>十九、マスターファイルは、企業グループの最終持分企業の会計年度終了日より12ヶ月内に準備を完了しなければならない；ローカルファイル及び特殊事項ファイルは、関連取引発生年度の翌年6月30日までに準備を完了しなければならない。同時文書は税務機関の要求日より30日以内に提供しなければならない。</p> <p>二十、企業が不可抗力により期限通りに同時文書を提供することができない場合、不可抗力の解消後30日以内に同時文書を提供しなければならない。</p> <p>二十一、同時文書には中国語を使用し、また引用した情報・資料の出典出所を明記しなければならない。</p> <p>二十二、同時文書に企業の印章を押捺し、また法定代表者或いは法定代表者が授権した代表が署名・捺印しなければならない。</p> <p>二十三、企業が合併・分割した場合、合併・分割後の企業が同時文書を保存しなければならない。</p>
--	--

<p>二十四、同期资料应当自税务机关要求的准备完毕之日起保存10年。</p> <p>二十五、企业依照有关规定进行关联申报、提供同期资料及有关资料的，税务机关实施特别纳税调查补征税款时，可以依据企业所得税法实施条例第一百二十二条的规定，按照税款所属纳税年度中国人民银行公布的与补税期间同期的人民币贷款基准利率加收利息。</p> <p>二十六、涉及港澳台地区的，参照本公告相关规定处理。</p> <p>二十七、本公告适用于2016年及以后的会计年度。《特别纳税调整实施办法（试行）》（国税发〔2009〕2号文件印发）第二章、第三章、第七十四条和第八十九条、《中华人民共和国企业年度关联业务往来报告表》（国税发〔2008〕114号文件印发）同时废止。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件： 1. 中华人民共和国企业年度关联业务往来报告表（2016年版） 2. 《中华人民共和国企业年度关联业务往来报告表（2016年版）》填报说明</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2016年6月29日</p>	<p>二十四、同時文書は、税務機関が要求した準備完了日より10年保存しなければならない。</p> <p>二十五、企業が関連規定に基づき関連申告を行い、同時文書及び関連資料を提供する場合、税務機関は特別納税調査を実施の上税金を追加徴収する際に、企業所得税法实施条例第一百二十二条の規定に基づき、税金が属する納税年度に中国人民銀行が公布した追納期間と同時期の人民元貸付基準利率に従い利息を加算の上徴収する。</p> <p>二十六、香港・マカオ及び台湾地区に関わる場合、本公告の関連規定を参照して処理する。</p> <p>二十七、本公告は2016年及びそれ以降の会計年度に適用する。《特別納税調整実施弁法（試行）》（国税発〔2009〕2号文書として印刷・公布）第二章・第三章・第七十四条及び第八十九条・《中華人民共和國企業年度関連業務取引報告表》（国税発〔2008〕114号文書として印刷・公布）は同時に廃止する。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p>付属文書： 1. 中華人民共和國企業年度関連業務取引報告表（2016年版） 2. 《中華人民共和國企業年度関連業務取引報告表（2016年版）》記入説明</p> <p style="text-align: right;">国家稅務總局 2016年6月29日</p>
--	---